

◆ 優 遇 制 度

令和8年1月時点

機 関	区 分	制 度 名	対 象 事 業	要 件 の 概 要	助 成 内 容	限 度 額
大 牟 田 市	税 制	固定資産税 課税免除	製造業、情報サービス業、 機械設計業など	・土地を除く投資額 2,000万円以上 ・新規常用雇用者 3人以上	事業の用に供する固定資産税 (土地・家屋・機械及び装置)の3ヶ年課税免除 注1 令和9年度より50%免除となります(表下記参照)	—
			福岡県地域未来投資促進基本計画 に定める8分野 (グリーン、バイオ・メディカル、IT関連産 業、成長ものづくり、クリエイティブ産業、 観光関連産業、物流、農林水産・地 域商社)	福岡県から地域経済牽引事業計画の承認を受け、国から当 該計画における「課税の特例」について確認を受けること ※福岡県の計画承認要件 ①地域の特性を活用すること (左記8分野に該当すること) ②高い付加価値を創出すること ③いずれかの経済効果が見込まれること	事業の用に供する固定資産税(土地・家屋・構築物)の 3ヶ年課税免除	—
	補 助 金	大規模 立地奨励金	製造業、情報サービス業、 機械設計業など ※1法人5年間に1回限り ※立地奨励金の重複適用不可	・土地を除く投資額 100億円以上 ・新規常用雇用者 150人以上	・家屋の固定資産評価額×4% ・償却資産の固定資産評価額×2%	3億円
				・土地を除く投資額 50億円以上 ・新規常用雇用者 100人以上		1.5億円
		立地奨励金 ※()書きは、 大企業	製造業、情報サービス業、 機械設計業など ※1法人5年間に1回限り	《市外企業》 ・土地を除く投資額 5,000万円(1億円)以上 ・新規常用雇用者 10人(20人)以上 《市内企業》 ・土地を除く投資額 5,000万円(1億円)以上 ・新規常用雇用者 5人(10人)以上	・家屋の固定資産評価額×4% ・償却資産の固定資産評価額×2%	7,000万円
			環境リサイクル産業 (大牟田エコタウンへの立地) ※1法人5年間に1回限り	・土地を除く投資額 5,000万円以上 ・新規常用雇用者 5人以上		7,000万円
	融 資	雇用奨励金 ※()書きは、 大企業	上記、大規模立地奨励金、 立地奨励金の適用事業所のうち、用地 取得(1,000㎡以上)を伴う事業所	・新規常用雇用者 10人(20人)以上 ・土地取得後2年以内に着工又は 事業所と用地を同時に取得	・新たに雇用され1年以上市内に居住する 新規常用雇用数×30万円	3,000万円
		ふるさと融資	新たに市内で設備投資を行うことで 市の地域振興・活性化に資する事業	・雇用増1人以上 ・融資下限額100万円以上 ・貸付対象費用の総額(用地取得費は3分の1まで)から 補助金を控除した額の50%以上を民間金融機関等 による融資を受けること ・民間金融機関等からの連帯保証を受けること	・設備の取得等に係る費用の50%無利子融資 ・融資期間 5年以上20年以内(うち据置期間 5年以内)	20億円

注1 固定資産税の課税免除(土地、家屋、機械及び装置)について、
 (1)令和7年度中に指定事業者となる場合…3ヶ年課税免除
 (2)令和9年3月31日までに設備等を取得する場合…3ヶ年課税免除
 (3)令和9年4月1日以降に設備等を取得する場合((1)を除く)…3ヶ年50%免除